

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）の契約に関し、この契約書、別紙「甲良町公共施設（10施設）LED照明器具 賃貸借業務 仕様書（以下「業務仕様書」という。）」及びその他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

2 受注者は、契約書内「6. 業務内容」記載のLED照明器具一式（以下「賃貸借物品」という。）を、契約書内「3. 契約期間」記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、発注者に貸し付けるものとし、発注者はこれを借り受け、契約書内「4. 契約金額」記載の金員（以下「賃借料」という。）を受注者に支払うものとする。

(関係法令の順守)

第2条 発注者は、この契約の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第4条 受注者は、原則として、この契約の履行について、業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした任意の再委託承諾申請書により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載しなければならない。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、甲良町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、甲良町建設工事等入札参加停止基準（平成23年訓令第17号）に基づく指名停止措置を受けている者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第20条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、この契約の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場責任者)

第6条 受注者は、現場責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場責任者は、発注者の指示に従いこの契約の履行に係る業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場責任者について、この契約の履行に係る業務の実施又は管理について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対してこの契約の履行に係る業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約を一時中止することができる。この場合において、賃借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定める。

(消費税等額の変動)

第9条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律108号)等の改正等によって、賃借料に係る消費税等の額に変動が生じた場合は、発注者は賃借料に相当額を加減して支払う。この場合において、賃借料の変更について改めて書面に定めることを要しない。

(賃貸借物品の保守及び管理)

第10条 受注者は、賃貸借物品を常時正常な作動状態に維持できるよう、別紙業務仕様書内「13. LED 照明器具の維持管理」に記載の内容を誠実に実施しなければならない。

2 発注者は、機器の使用にあたっては、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、機器について盗難若しくは損傷その他の事故が発生したとき、又は機器自体若しくはその取扱いに起因する事故による損害が発生したときは、速やかに受注者へ連絡するものとする。

(現状変更)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかの行為をするときは、事前に受注者の承認を得るものとする。

(1) 機器にその他の装置・部品及び付属品を設置し、または機器からそれを取り外すとき

(2) 機器を他に移動するとき

2 前項の場合に要する費用は、発注者の負担とする。

(期間の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、契約書内「3. 契約期間」記載の期間内にこの契約の履行に係る業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 この契約の履行に伴い、発注者が被った損害(第三者に及ぼした損害も含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害(保険その他により補てんされた部分を除く。)のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 発注者が故意又は重大な過失によって機器に損傷を与えた場合、受注者はその賠償を発注者へ請求することができる。ただし、受注者が加入する保険その他により補てんされた部分について、その補てん額を限度として発注者はその責を免れるものとする。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第14条 受注者の責めに帰する事由により、契約書内「3. 契約期間」記載の期間内にこの契約の履行に

係る業務を完了することができない場合において、発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を附して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、遅延日数に応じ、賃借料総額に対し契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に定める率を乗じて計算した金額とする。
- 3 発注者の責に帰する事由により、第18条第2項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して、遅延日数に応じ、当該遅延した額に対し契約締結の日における支払遅延防止法第8条第1項に定める率を乗じて計算した額を請求することができる。

(検査)

第15条 受注者は、別紙業務仕様書内「3. 共通事項」に記載の業務場所毎に、別紙業務仕様書内「11. 照明器具の更新」に記載の業務(以下「更新業務」という。)を完了したときは、発注者の指示する手続に従って、任意の完了届とともに、別紙業務仕様書内「12. 提出書類」において更新業務の完了後に提出すべきとされている書類一切を遅滞なく発注者に対して提出しなければならない。

- 2 前項の完了届の提出は、契約書内「3. 契約期間」記載の設置期限までに行うものとする。
- 3 発注者は、第1項の更新業務完了届を受理したときは、速やかに検査を行わなければならない。
- 4 前項の検査に要する全ての費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容及び発注者と受注者の協議により定めた事項と適合しない部分について発注者から補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
- 6 前項に規定する補正の完了に対する検査について、賃貸借期間の前日までに合格した場合は、更新業務が設置期限までに完了したものとみなす。

(危険負担等)

第16条 更新業務の完了前(前条における検査合格前)において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。ただし、その負担内容は発注者と受注者が協議して定める。

- 2 更新業務の完了後において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、発注者がこれを負担するものとする。ただし、その負担内容は発注者と受注者が協議して定める。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、賃貸借物品の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約不適合があった場合は、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、受注者に対し、補修、引換え、又は補足による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(賃借料の支払)

第18条 受注者は、発注者に対し、賃貸借期間中1月毎に、次の各号の区分に応じ、契約書内「4. 契約金額 (2) 内訳」記載の大分類毎の月額をそれぞれ合算して請求するものとする。

(1) 令和7年10月分から令和7年11月分まで 対象機器Aの月額

(2) 令和7年12月分から令和8年1月分まで 対象機器A及び対象機器Bの月額

(3) 令和8年2月分から令和12年9月分まで 対象機器A、対象機器B、及び対象機器Cの月額

2 前項の場合において、発注者は、受注者から発注者が適正と認める請求書を受理したときは、受理日から起算して30日以内に当該賃借料を受注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく賃貸借物品を使用させないとき。

(2) 期間内にこの契約の履行に係る業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約に違反したとき。

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その契約違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(5) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(6) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(7) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(8) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第4条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第21条 発注者は、賃貸借期間が満了するまでの間は、第19条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により契約が解除されたときは、賃借料の未済額等については発注者が負担するものとし、その内容については発注者及び受注者が協議して定める。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約を履行することが不可能となるに至つ

たときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

(予算削除に係る契約変更又は解除)

第 23 条 発注者は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更又は解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第 24 条 受注者が、この契約に関して、第 20 条第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、月額貸借料(対象機器 A、対象機器 B、対象機器 C の月額の合算)に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が終了した後も適用するものとする。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、賃借料総額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第 19 条又は第 20 条の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第 26 条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は貸借料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(賃貸借物品の所有権の帰属)

第 27 条 賃貸借期間の満了によりこの契約が終了したときは、この契約に基づく発注者の債務が完済されることを条件に、賃貸借物品の所有権は、発注者に帰属するものとする。

2 契約の解除によりこの契約が終了したときは、その時点で更新業務が完了している賃貸借物品(検査合格の有無は問わない)の所有権は、発注者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第 28 条 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。賃貸借期間終了後も同様とする。

(訴訟の提起)

第 29 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(補則)

第 30 条 契約書類に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。